

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 南阿蘇村 (都道府県: 熊本県)
 本事業の担当部局名 総務課

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)		
個別事業名	南阿蘇村結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 5 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	3,000,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通 平成28年熊本地震により人口減少に拍車がかかり、中でも子育て世代とされる20代から40代の人口減少が著しい。これに伴い子どもの人数も同様に減少しており、今後も更に減少することが見込まれるため緊急に対策を講じる必要がある。</p> <p>本村でも少子化対策や移住定住に策を講じているが子育て世代の人口増加に苦慮している。そこで結婚新生活支援事業により経済的な後押しを行い婚姻件数・出生数の増加を目指したい。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像> ※全事業共通 村内の保小中学校の教育向上に村が積極的に支援している。また、子育てに特化した課(部署)を役場に設け若い世代に向けた住みよい村づくりを行っている。村で結婚新生活支援事業を実施し経済的な不安から結婚に迷う若い世代に対して補助を行う。 <本個別事業の位置付け> 不妊治療費や子どもの医療費の助成など各種少子化対策を取り組んでいるが、結婚新生活支援事業に取り組むことによって、婚姻に伴う経済的負担を軽減し、地域における少子化対策の推進を目的とする。</p>		
個別事業の内容	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】			
<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用
【継続補助】			
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有			
※(注)3 【その他独自要件】			
<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦双方に税等の滞納がないこと。 ・世帯構成員に暴力団がないこと。 			

2. 申請見込

①新規世帯見込	6	世帯	②継続世帯見込	0	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	4	世帯		
	その他	2	世帯		

【世帯数積算根拠】

29歳以下:4世帯(申請見込)×60万(補助上限額)=2,400千円
 39歳以下:2世帯(申請見込)×30万(補助上限額)=600千円
 ・29歳以下の令和4年度婚姻数(広報掲載)8件、39歳以下の令和4年度婚姻数(広報掲載)8件あった。2021国民生活基礎調査の全世帯の所得金額階層で500万円未満の世帯が約55%となっている。事業開始年度は婚姻数の3割程度の件数見込みで開始する。

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	0 世帯
～12月(実績)	0 世帯
1月～3月(見込)	0 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	4 世帯 × 600,000 円 =	2,400,000 円	下記のとおりに積算
(その他)	2 世帯 × 300,000 円 =	600,000 円	
	(継続補助)	0 円	

3. 広報の実施予定

南阿蘇村の広報誌やホームページにて行う。

KPI項目	単位	目標値	現状値

項目	単位	直近の実績	
合計特殊出生率		1.5 (令和4年)	
婚姻件数	件	18 (令和4年度広報掲載)	
婚姻率		1.77 (令和4年)	

事業内容番号	KPI項目	単位	目標値	現状値
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50	0
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	50	0

他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県HP等で当該事業及び実施市町村についての広報を行う。 ・熊本県が実施する都道府県主導型連携コース要件事業への連携は以下のとおり。 【結婚支援】 <ul style="list-style-type: none"> ・県は市町村に、「まちのよかボス」養成研修の日程等の情報提供及び「まちのよかボス」相談所を設置すること。 ・市町村は、市町村内の結婚支援に興味のある人を発掘し、「まちのよかボス」養成研修の受講案内を行うとともに、県が設置する「まちのよかボス」相談所を管内住民に周知し、相談者を「まちのよかボス」につなぐ。 【子育て支援】 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、県が運営する子育て支援LINEアカウント「聞きなっせAIかもと」の定期的なFAQや公共施設の情報更新について、県に情報を提供する。 ・市町村は、市町村内の子育てイベント情報や感染症・予防接種情報などの子育て支援情報を随時県に提供し、県は子育て支援LINEアカウント「聞きなっせAIかもと」の配信機能を用いて、県民に向けて情報発信を行う。
--------------------------------	--

民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	村内商工会に対し、チラシ等の配架に協力いただくことで、幅広く情報を提供する。
---------------------------------	--

(注)
 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的な内容を記載すること。
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。